外国人県民への情報提供に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、県が県民に情報提供する際の、「やさしい日本語」及び外国 語(以下「「やさしい日本語」等」という。)を活用する基準を定め、日本語に不慣れな 外国人県民も、等しく必要な情報が得られるようにすることを目的とする。

(対象)

第2条 このガイドラインは、日本語を母語としないことにより、日本語の理解が困難で、「やさしい日本語」等での情報を必要とする県民を対象とする。

(「やさしい日本語」等により提供する情報の基準)

- **第3条** 各所属は、前条に規定する対象に対して、所管する事業のうち、次の情報については、「やさしい日本語」等による情報提供を行うよう努めるものとする。
 - (1) 緊急事態の対応に関する情報(地震・津波、台風、豪雨、感染症等)
 - (2) 生活に関する情報(保健・医療、福祉、労働、住宅、税金、防犯、交通安全、教育等)
 - (3) 相談に関する情報(多言語による相談の日程や場所、よくある質問・相談等)
 - (4) 施設情報・イベント情報(外国人県民の利用が多い施設やイベントの情報)

(言語)

- **第4条** 「やさしい日本語」等による情報提供に当たっては、次のとおり留意するものとする。
 - (1) 「やさしい日本語」 「やさしい日本語」の情報提供に当たっては、「静岡県庁「やさしい日本語」の手引き」を参考に作成するものとする。
 - (2) 外国語

英語のほか、県内に1万人以上の話者がいる、ポルトガル語、フィリピノ語、ベトナム語及び中国語により対応することを当面の基準とする。ただし、外国人県民への情報の伝達の度合いを検証し、対応する言語の数を増やすものとする。

(情報提供の手段)

第5条 各所属は、提供する情報を原則電子化し、ホームページ等による情報提供を行う ものとする。あわせて、チラシ等の印刷物など、適切な媒体を活用するものとする。

(役割分担)

- **第6条** 情報提供に当たっての役割分担は、次のとおりとする。ただし、緊急事態の対応 に関する情報について、各所属で速やかに対応できない恐れがある場合は、県多文化 共生課と協議の上、情報提供を行うものとする。
 - (1) 各 所 属 第3条に規定する基準に基づき、情報提供を行うものとする。
 - (2) 県多文化共生課 各所属が情報提供を行う際に、必要な助言及び外国人県民への 効果的な情報提供の支援を行う。

(見直し)

第7条 このガイドラインは、必要に応じて見直しを行う。

附則

このガイドラインは、令和3年2月10日から施行する。